

実家（母）と税金など 収入と所得とは別？

札幌市医師会
札幌市医師会夜間急病センター

ふくはら まさかず
福原 正和

「収入と所得との違い」「所得に税金がかかるのであって、収入にかかるわけではない」この事は開業している方には常識かもしれませんが、勤務医の私は上記の事と「(母の)遺族年金は所得と見なされない」事を知らずにしたので、もし知らない方が一名でもおられたら参考になるかも、と思い私事ですが書かせていただきます。既に知っている方は読むのをスルーして下さい。

私は数カ所まで働いているため20年位前から確定申告をしていて、払う税金の多さに毎年びっくりしています(数年前から妻を扶養家族にする事ができなくなりました)。

私は東京出身で東京に実家があります。父は1995年阪神淡路大震災の三日後に亡くなり、母は父と15歳違いで父が亡くなった時は66歳。その後90歳で亡くなるまで、ほぼ実家で一人で暮らしていました(最期は我が家に引き取り札幌で亡くなりました)。

父は10代から働き始め70歳まで55年以上働きましたからそれなりの厚生年金がありました。父は(大)酒飲みで死んだ時には家と(遺族)年金以外の財産は全く残しませんでした(個人情報を書いていますね・・)。

父亡き後、母は遺族年金をもらっていましたが、父の年金もそれなりにあったため、遺族年金を年間200万円程度もらっていたと思います。

私の確定申告時、母の収入が年200万円あると私の扶養家族になるとは思わず、扶養家族としては申告していませんでした。

7~8年前でしょうか。確定申告のため、税務署で税理士の方と別の相談をしている時、たまたま母の話になり、私が「母は遺族年金で暮らしています」と話したところ、「遺族年金はいくらもらっていても『所得』とは見なされません、援助しているなら扶養家族になりますよ」という話でした。「えっ」と私は驚き、税務署に母を扶養家族としてもらえないか相談しましたが、「扶養を証明するものがなければ認められません」との事でした。

母は40代からリウマチにかかっており、全身5カ所に人工関節が入っており、一人では外出も着替えもできず、要介護5の認定を受けていました。平日はほぼ毎日ヘルパーさんが来て、料理・洗濯・着替え・入浴などの世話をしてくれていました。ただリウマチのため転倒すると一人で起き上がる事ができず、また毎日のゴミ出しやちょっとした用事など近所の人、何人かが何かと面倒を見てくれていました。

また私には12歳違いの弟がおり、それが事業が上手くいかず度々母の元へ借金をしに行っている事な

どもあり、何かと物入りで年金だけでは不自由だろうと、毎月母の好きな料理本の中に現金を入れて送ってありました。

私は扶養家族として申告するつもりがありませんから、毎月母に現金を送っても領収書など証明するものは何も残っていません。ただ上記のように母は毎日近所の人のお世話になっていましたから、その方たちへのお礼として(現金は失礼ですから)、友人農家から毎年ジャガイモとか人参等を何箱も東京の実家に送ってもらい、母の手助けに来た近所の方が気軽に持って帰ってもらえるようにしてありました。その農作物の請求書(年間20万円程度)が残ってありましたので、「現金を毎月送っていましたが、証明するものは残っていません。ただ母の生活援助のため、野菜などを毎年送ってありました」と野菜の請求書を添えて税務署に母の扶養控除の申請をしたら、認められました。

5年前まで遡って請求が認められるとの事でしたが、野菜の請求書のある3年分を請求しました。障害のある母親の扶養が認められ、3年分で税金が約90万円弱戻ってきました(妻には内緒で私のお小遣いにしました；妻がこの文章を読まない事を祈って)。

もう一つ実家に関わる事。父が1995年に亡くなった後、父名義の土地(都区内50坪)に母が一人で住んでおりました。本来父が亡くなった時点で土地名義を母名義に書き換える必要があったのですが、10万円以上のお金がかかるとの事で、名義変更をせずそのままにしていたようです。

するとある時突然、裁判所(破産管財人)から、「弟さんが自己破産し、弟さんの持っている財産を調べた所、父親名義の土地(坪100万円として50坪分)が残っており、弟さんが相続人として権利分6分の1(私には兄弟3人います)の800万円を破産管財人に差し出すように」との通知が来ました。

前記のように弟は小さな事業をしておりましたが、上手くいかずそれ以前に「借金の申し入れ」などあり、他の兄弟と1,000万円以上貸しておりました。これ以上銀行に差し出すには抵抗があります。

母は障害がある身で近所の方々に助けられてどうか一人で生きており、土地を売るために引っ越すと母の生活がなり立たなくなります。と管財人に文書で説明すると、管財人が良い方で、「800万円差し出しても結局銀行に取られるだけです」と、あっさり800万円支払わなくてもよくなりました。

皆様はその様な事はないと思いますが、親が亡くなった時土地名義は早めに書き換えておいた方が宜しいかと思います。

後日談です。母亡き後上記のように実家の土地が5,000円で売れるかなと皮算用していましたが、公道への道が2mしかなくそれが他人名義とわかり売れたのは結局坪10万円、札幌屯田より安い値段でした(残念・・)。